

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第1項及び岸和田市教育委員会会議規則第2条第1項の規定により臨時教育委員会会議を招集する。

令和3年2月1日

岸和田市教育委員会  
教育長 大下 達哉

- 1 日 時 令和3年2月4日(木) 午後2時
- 2 場 所 市役所旧館3階 教育委員会教育長室
- 3 付議事件  
議案第2号 教職員人事について